

4. 定期報告が必要な特定建築物、建築設備等及び昇降機等

■ 定期報告を要する建築物※1※2※3

対象用途	対象規模(以下のいずれかに該当するもの)		報告時期	
(1) 学校(幼稚園、専修学校及び各種学校を除く)	市	① 対象用途の床面積の合計が500㎡を超えるもの	西暦 偶数年度の 8月1日から 11月30日 まで ※4 ※5	
(2) 病院・診療所(患者の収容施設のあるものに限る)	国	① 地階又は3階以上の階にあるもの(100㎡超) ② 2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの		
	市	③ 対象用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの		
(3) 公会堂、集会場	国	① 地階又は3階以上の階にあるもの(100㎡超) ② 客席の対象用途の床面積の合計が200㎡以上であるもの		
	市	③ 客席の対象用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの		
(4) 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	国	① 地階又は3階以上の階にあるもの(100㎡超) ② 2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上であるもの ③ 対象用途の床面積の合計が3,000㎡以上であるもの		
	市	④ 対象用途の床面積の合計が500㎡を超えるもの		
(5) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店	国	① 地階又は3階以上の階にあるもの(100㎡超) ② 2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上であるもの ③ 対象用途の床面積の合計が3,000㎡以上であるもの		
	市	④ 対象用途の床面積の合計が500㎡を超えるもの ⑤ 3階以上の階若しくは地階にあるもので、かつ、それぞれの部分の対象用途の床面積の合計が100㎡を超えるもの		
(6) 旅館、ホテル、簡易宿所(小)	国	① 2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上500㎡以下のもの		
	市	② 対象用途の床面積の合計が300㎡を超え500㎡以下、かつ、階数が2以上のもの		
	国市	③ 対象用途の床面積の合計が500㎡以下でその用途に供する部分が3階以上にあるもの		
(7) 旅館、ホテル、簡易宿所(大)	国	① (6)及び(7)②～④以外の規模で地階にあるもの(100㎡超) ② 2階の対象用途の床面積の合計が500㎡を超えるもの		西暦 奇数年度の 8月1日から 11月30日 まで ※4 ※5
	市	③ 対象用途の床面積の合計が500㎡を超え、かつ、階数が2以上のもの		
	国市	④ 対象用途の床面積の合計が500㎡を超え、その用途に供する部分が3階以上にあるもの		
(8) 劇場、映画館、演芸場	国	① 地階又は3階以上の階にあるもの(100㎡超) ② 客席の対象用途の床面積の合計が200㎡以上であるもの ③ 主階が1階にないもの		
	市	④ 客席の対象用途の床面積の合計が200㎡を超えるもの		
(9) 児童福祉施設等(通所施設その他これに類するものを除く)	国	① 地階又は3階以上の階にあるもの(100㎡超) ② 2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの		
	市	③ 対象用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの		
(10) 観覧場	国	① 地階又は3階以上の階にあるもの(100㎡超) ② 客席の対象用途の床面積の合計が200㎡以上であるもの		
	市	③ 客席の対象用途の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの		
(11) ボーリング場	国	① 3階以上の階にあるもの(100㎡超) ② 対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上であるもの		
	市	③ 対象用途の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの		
(12) 共同住宅(サービス付き高齢者住宅に限る)、寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)	国	① 地階又は3階以上の階にあるもの(100㎡超) ② 2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの		
(13) 体育館(学校に附属しないもの)、博物館、美術館、図書館、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	国	① 3階以上の階にあるもの(100㎡超) ② 対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上であるもの		
(14) 展示場、待合	国	① 地階又は3階以上の階にあるもの(100㎡超) ② 2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上であるもの ③ 対象用途の床面積の合計が3,000㎡以上であるもの		

※1 この表の適用にあたっては、使用形態等を把握の上、判定すること

※2 対象用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以下の建築物は対象外。ただし、(5)⑤、(6)③は、対象用途に供する部分の床面積の合計が100㎡超～200㎡以下で階数が3以上の場合は、対象。

※3 『国』と記載のある欄は該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。

※4 報告に先立って実施する調査は、報告日前3ヶ月以内に実施したものでなければならない。(施行細則第11条第2項)

※5 検査済証が発行された直後の報告時期は除く。

【参考】

①国による指定※1

NO	対象用途	対象規模 (以下のいずれかに該当するもの)
I	劇場・映画館・演芸場・公会堂・集会場・観覧場(屋外観覧場を除く)	①地階又は3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②客席の対象用途の床面積の合計が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの※3
II	病院・診療所(患者の収容施設のあるものに限る)・旅館・ホテル・共同住宅(サービス付き高齢者住宅に限る)、寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)・児童福祉施設等※2	①地階又は3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの
III	体育館(一般公共用)・博物館・美術館・図書館・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場・ボーリング場	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上であるもの
IV	百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・飲食店・料理店・展示場・待合	①地階又は3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上であるもの ③対象用途の床面積の合計が3,000㎡以上であるもの

※1 対象用途部分の床面積の合計が200㎡以下のもの又は該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。

※2 H28国土交通省告示240号第1第2項に掲げるもの。

※3 劇場、映画館又は演芸場に限る。

②市による指定※4(①国による指定に含まれるものを除く。)

NO	対象用途	対象規模 (以下のいずれかに該当するもの)
1	学校(幼稚園、専修学校及び各種学校を除く)	・対象用途の床面積の合計が500㎡を超えるもの
2	病院・診療所(患者の収容施設のあるものに限る)	・対象用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの
3	公会堂・集会場	・客席の対象用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの
4	百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗	・対象用途の床面積の合計が500㎡を超えるもの
5	キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・飲食店・料理店	・対象用途の床面積の合計が500㎡を超えるもの ・3階以上の階若しくは地階にあるもので100㎡以上のもの
6	ホテル・旅館・簡易宿所	・対象用途の床面積の合計が300㎡を超えかつ階数が2以上のもの ・3階以上にその用途に供する部分を有するもの
7	劇場・映画館・演芸場	・客席の対象用途の床面積の合計が200㎡を超えるもの
8	政令第115条の3第1号の児童福祉施設等(通所施設その他これに類するものを除く)	・対象用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの
9	観覧場	・客席の対象用途の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの
10	ボーリング場	・対象用途の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの

※4 対象用途部分の床面積の合計が200㎡以下のものは対象外。ただし、(5)下段、(6)下段は、対象用途部分の床面積の合計が100㎡超～200㎡以下で階数が3以上の場合は、対象。

対象建築物の判断基準

- ◇ 表①のⅡ～Ⅳの赤字の用途は、国による指定対象規模のみで判断します。
- ◇ 表②の赤字の用途は、市による指定対象規模のみで判断します。
- ◇ 対象用途が、国による指定と市による指定両方にある場合は、上記の規模のいずれかに該当すれば報告の対象となります。
ここで、市の指定には避難階を含んでいるため、国の指定規模には該当するが、市の指定規模に該当しない場合は「対象用途が避難階のみにある場合」は除外されますので御注意ください。

■定期報告を要する建築設備等及び昇降機等

	種別	国の一律指定の対象	市の追加指定の対象	報告時期
建築設備等	換気設備		全て※1	毎年 8月1日 から 11月30日 まで※5
	排煙設備		全て※1	
	非常用の照明装置		全て※1	
	防火設備 (随時閉鎖式に限る)	①1. 定期報告対象建築物のうち、国の一律指定の規模等に該当する建築物に設けられるもの ②以下に掲げる用途のうち、床面積が200㎡以上の建築物に設けられるもの ・病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る) ・共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る) ・寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る) ・就寝用途の児童福祉施設等	1. 定期報告対象建築物のうち、市の追加指定の規模等に該当する建築物に設けられるもの	
	エレベーター	全て※2、※3		毎年検査済証の交付を受けた日に 応ずる日の 前後30日 まで
	エスカレーター	全て※2		
	小荷物専用昇降機	フロアタイプ※2※4	テーブルタイプ※2※4	
昇降機等	観光用エレベーター	全て		毎年検査済証の交付を受けた日に 応ずる日の 前後30日 まで
	観光用エスカレーター	全て		
	遊戯施設	全て		

※1 1. 定期報告対象建築物に設けるものに限る。

※2 籠が住戸内のみを昇降するものを除く。

※3 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第6号に規定するエレベーターを除く。

※4 テーブルタイプ…昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より50cm以上高いもの
フロアタイプ…テーブルタイプ以外の小荷物専用昇降機

※5 報告に先立って実施する検査は、報告日の前1ヶ月以内に実施したものでなければならない。(施行細則第13条第2項)